



Title	目で見るWHO 第50号 表紙・目次・資料等
Author(s)	関, 淳一
Citation	目で見るWHO. 2012, 50, p. 1-3
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86733
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

目で見る WHO

「国際保健医療と地域保健医療」

Ageing and Health
～Good health adds life to year～

高齢化と健康
～健康であってこそ人生～

— 第50号 —

2012 秋号

発行 公益社団法人 日本WHO協会

日本WHO協会とは

公益社団法人日本WHO協会は、世界保健機関(WHO)憲章の精神を普及徹底し、その目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の人々の健康増進に寄与することを目的として設立された団体です。設立より半世紀近く、関西を拠点にグローバルな視野から国内外の人々の健康を考え、行動しており、今後も積極的に目的達成のため活動していきます。

- (1) WHO憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業
- (2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業
- (3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業
- (4) WHOの事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業
- (5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業

C O N T E N T

ごあいさつ	1
沿革	2
「WHO憲章」	3
「口の健康の今、これから」	神原正樹… 4
ジユネーブ生活の思い出	藤井由希…10
わが国におけるたばこ規制の現状と課題(続報)	大島 明…12
●Jaih-s との共同企画フォーラムⅡ	
Jaih-s との共同企画フォーラムⅡ開催報告	20
国際医療保健と地域医療	吉田 修…21
1970年代のネパールの村での結核対策の試み	森口育子…25
CBR(Community Based Rehabilitation)からみた地域の取り組み	坂東あけみ…26
ワークショップ「ケーススタディから地域の取り組みを考える」	27
カトマンズでの結核対策における保健師活動	植田恵美…31
ザンビアにあるTICOの活動フィールドを訪問して	大橋瑞紀…32
「My Life in Ethiopia」	橋場文香…34
スーダンの臨床の現場を肌で感じて	山下 創…36
「ケニアにおけるマラリア撲滅を目的とした調査に参加して」	
白石佳孝…38	
フォーラム開催のお知らせ	40

ごあいさつ



公益社団法人 日本WHO協会
理事長 関 淳一

「目で見るWHO」秋号の発刊を目前に控え、急に秋の深まりを感じる今日、この頃です。

去る9月23日に、日本国際保健医療学会学生部会(jaih-s)の方々と共に2回目のフォーラムを開催することができました。今回も、企画や当日の運営等はjaih-sの方々の手に委ねましたが、フォーラムの主題は「国際保健医療と地域保健医療」でした。一見、関係なさそうに見える両者の底流にある共通性に着目し、それを主題として選んだjaih-sの企画、運営担当の学生の方々の、将来保健、医療を担う人材としてのレベルの高さに敬意を表すると共に、私共もその主旨に全面的に賛同しました。今回、そのフォーラムの全体を誌上で御報告いたしますが、特に講師をお引き受けいただいた吉田修先生、森口育子先生、坂東あけみ先生にはこの場を借りまして厚く御礼を申し上げます。更に、この機会にjaih-sの4人の学生の方達から、各々の海外体験について貴重なレポートを頂きました。

私共、日本WHO協会では、世界が直面する高齢化と健康の問題について、口腔保健を切り口とした啓発活動を昨年度に引き続き行っており、来年2月27日に東京に於いて、当協会主催によるフォーラム「歯と健康Ⅱ Active Ageingのために」を開催いたします。

今回、この事と関連して、世界の口腔保健の状況に精通しておられる大阪歯科大学口腔衛生学の神原

正樹教授に「口の健康の今、これから」と題して御寄稿いただきました。又、「シリーズWHOでの体験」の第1回としてジュネーブのWHO本部でコンサルタントとして仕事をされたライオン歯科衛生研究所の藤井由希先生に、ジュネーブでの生活などについて御寄稿いただきました。尚、藤井由希先生は大学院修了後、神原教授の御紹介で「21世紀の歯科医は単なるDentistからOral physicianへと役目が変る」と述べたことで有名なDr.Barmesの下で仕事をされたことを、原稿をお願いしている過程で知り、その偶然に少し驚きました。御多忙の中、御執筆いただいた御二人に心から御礼を申し上げます。

当協会理事の大島明先生には、去る5月に行った当協会の第2回禁煙セミナーでの御講演「わが国におけるたばこ規制の現状と課題」について、同じタイトルの「目で見るWHO」45号の続編として御寄稿いただきました。直近の世界と日本のタバコ規制の状況を客観的に対比し、国民の健康を守る視点から、日本の課題について、分かり易く示されました。

直近のWHOの動向については、できる限り私共のホームページ上でも御紹介する様に努力しておりますが、ページビュー数も着実に増加しております。

今後も当協会の果すべき役割と理念を忘れず努力して参る所存でありますので、皆様方の変わぬ御支援をお願い申し上げます。

2012年11月

(公社)日本WHO協会の沿革

- 1948 [「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関 (WHO) が発足する。]
- 1965 WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本部京都)。会報発行、WHO講演会等の事業活動を開始。
- 1966 世界保健デー記念大会開催事業を開始。
- 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
- 1985 WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
- 1994 海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を開始。
- 1998 京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
- 2000 WHO健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
- 2006 事務局を京都より大阪市内へ移転。
- 2007 財団法人エイズ予防財団 (JFAP) のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。定期健康セミナー事業を開始。
- 2009 「目で見るWHO」を復刊。パンデミックとなったインフルエンザに対応し、対策セミナーを開催。
- 2010 WHO神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を開催、WHOへの人的貢献の推進を提唱。
- 2011 メールマガジンの配信を開始。
- 2012 公益社団法人に移行。世界禁煙デーにあたってWHO神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを開催。

第二次世界大戦の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7日国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。

当協会は、この WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO 憲章精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

歴代会長・理事長、副会長・副理事長 (在職期間)

会長・理事長	副会長・副理事長	会長・理事長	副会長・副理事長
中野種一郎(1965-73)	松下幸之助(1965-68)	加治 有恒(1996-98)	
平沢 興(1974-75)	野辺地慶三(1965-68)	坪井 栄孝(1996-03)	
奥田 東(1976-88)	尾村 偉久(1965-68)	堀田 進(1996-04)	
澤田 敏男(1989-92)	木村 廉(1965-73)	奥村 百代(1996-06)	
西島 安則(1993-06)	黒川 武雄(1965-73)	末舛 恵一(1996-04)	
忌部 実(2006-07)	武見 太郎(1965-81)	中野 進(1998-06)	
宇佐美 登(2007-09)	千 宗室(1965-02)	高月 清(2002-06)	
関 淳一(2010-)	清水 三郎(1974-95)	北村 李軒(2002-04)	
	花岡 堅而(1982-83)	植松 治雄(2004-06)	
	羽田 春免(1984-91)	下村 誠(2006-08)	
	佐野 晴洋(1989-95)	市橋 誠(2007)	
	河野 貞男(1989-95)	更家 悠介(2008-)	
	村瀬 敏郎(1992-95)		

「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定説は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとって有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、充分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。